

○伊東市建設工事共同企業体取扱要綱

平成9年6月6日

伊東市告示第48号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、伊東市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（昭和60年伊東市告示第92号）に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共同企業体の方式)

第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とするものとする。

- (1) 工事費がおおむね3億円以上の土木一式工事
- (2) 工事費がおおむね5億円以上の建築一式工事
- (3) 工事費がおおむね2億円以上の設備工事

2 前項のほか、特定建設工事共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効果的な運営が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

(令5告示8・一部改正)

(構成員数)

第4条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。

(1) 伊東市建設工事等入札参加資格者台帳（以下「資格者台帳」という。）に登録された者の組合せであること。

(2) 次条第3号又は第9条第2号の要件を別に定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

（構成員の要件）

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 発注工事に対応する要件を別に定める場合は、その要件を満たすこと。

（令5告示8・一部改正）

（結成方法）

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率）

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

（代表者要件）

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。

(2) 代表者要件を別に定める場合には、その要件を満たすこと。

（対象工事の指定）

第10条 対象工事は、工事の規模、内容等を検討し、特定建設工事共同企業体の方式による必要があると認めるものを、市長が指定する。

（指名委員会）

第11条 第6条第3号又は第9条第2号の要件を別に定める場合は、入札参加資格設定

調書（第１号様式）を作成し、伊東市建設工事等に係る入札事務取扱規程（昭和６０年伊東市訓令甲第１１４号）第１１条に規定する指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮るものとする。

（資格の公告）

第１２条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。

- （１） 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- （２） 工事場所
- （３） 工事の概要
- （４） 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- （５） 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、要件及び結成方法、出資比率並びに代表者要件
- （６） 前各号のほか、市長が必要と認める事項

（資格申請）

第１３条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次の書類正副３部を市長に提出するものとする。

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書（第２号様式）の写し
- ウ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- エ 入札参加資格の認定に必要とする資料

（資格認定の有無）

第１４条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定の有無は、前条により提出された書類を審査の上行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書（第３号様式）により通知するものとする。ただし、第６条第３号又は第９条第２号の要件を別に定めた場合は、入札参加資格申請者一覧表（第４号様式）を作成し、あらかじめ、指名委員会に諮るものとする。

（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第１５条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面をもって説明を求めることができるものとする。

2 前項の理由を求められたときには、原則として説明を求めることのできる期日の翌日から10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に競争入札参加資格を認定する場合は、前条第1項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、指名委員会に諮るものとする。

(契約方式)

第16条 第12条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、第14条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体を対象として、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

2 前項の場合において、指名競争入札に付する特定建設工事共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第12条の手続を経て、これを補充するものとする。

(令5告示8・一部改正)

(存続期間)

第17条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後、残務整理等に必要な期間として、3月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第18条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から5日以内に特定建設工事共同企業体編成表(第5号様式)を市長に提出するものとする。

なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第19条 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員数)

第20条 構成員の数は、3者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者までとすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第21条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小業者による組合せであること。
- (2) 資格者台帳に登録された業者の組合せであること。
- (3) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、二等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。

(構成員の要件)

第22条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録を申請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (2) 原則として登録を申請する業種について元請としての施工実績を有すること。
- (3) 原則として登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(出資比率)

第23条 経常建設共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第24条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(登録)

第25条 一の企業が登録することのできる経常建設共同企業体の数は、1とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日伊東市告示第54号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日伊東市告示第15号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月17日伊東市告示第8号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

入 札 参 加 資 格 設 定 調 書

委員長	委 員	事 務 局	課 長	補 佐	係 長	係

年 月 日作成

工 事 名				工 種	
工 事 場 所		工 期	年 月 日	設計金額	
方 式				構成員数	者
工 事 概 要	工事目的				
	規 模				
	構造形式				
	工 法				
公 告 日					
資 格 要 件	代表構成員に求めるもの				
	その他の構成員に求めるものの				
資格要件の設定理由					
見込対象者数					
申請書・資料作成説明会の有無及び日程					
添 付 資 料					

第2号様式

特定建設工事共同企業体協定書(案)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 伊東市発注に係る〇〇〇〇〇〇工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 月 を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資比率)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更があっても、この割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社〇〇%
〇〇建設株式会社〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することはできない。

2 構成員のうち、工事中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際、行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうち、いずれかが工事中途において破産又は解散した場合においては第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任じるものとする。

(協定書に定めない事項)

第21条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者職氏名)

印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者職氏名)

印

第3号様式

入札参加資格審査結果通知書		
伊 第 号 年 月 日		
共 同 企 業 体 の 名 称		
共同企業体の代表者の 住所、名称及び代表者		
共同企業体の構成員の 住所、名称及び代表者		
伊東市長		印
先に申請のあった下記工事に係る入札参加資格審査の結果を通知します。		
記		
公 告 日		
工 事 名		
工 事 場 所		
入札参加資格 の 審 査 結 果	認定する ・ 認定しない	
	認定しない 場合の理由	

なお、入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、当職に対して入札参加資格が認定されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日()までに、伊東市総務部庶務課へその旨を記載した書面を提出してください。

第4号様式

入札参加資格申請者一覽表

委員長	委員	事務局	課長	補佐	係長	係

工事名

工事場所

[illegible]

第5号様式

特定建設工事共同企業体編成表

(名称)
特定建設工事共同企業体運営委員会

委員長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)
委員〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)
委員〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)
委員〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)

特定建設工事共同企業体工事事務所

所長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社)

工務長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社)

工務主任 (班長) 電話

氏 名 会 社 名

工 務 係

氏 名 会 社 名

事務長〇〇〇〇 (〇〇建設株式会社)

事務主任 (班長) 電話

氏 名 会 社 名

事 務 係

氏 名 会 社 名

(注) 1 本表の構成は、標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。

第 1 号様式

第 2 号様式

(令 5 告示 8 ・ 一部改正)

第 3 号様式

第 4 号様式

(令 5 告示 8 ・ 一部改正)

第 5 号様式